

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の五十五第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百六十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百十四条の五十五第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の五十五第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第三百三十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和四年十二月十五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表 1 ～ 251 (略) <u>252 体外衝撃波皮膚潰瘍治療装置</u>	別表 1 ～ 251 (略) (新設)